

緊急事態措置(対象期間:4月25日～5月31日)に伴う

大阪府大規模施設等協力金

事例集

令和3年6月

大阪府商工労働部成長産業振興室

要請	休業				無観客開催
施設区分	集客				イベント関連
形態 算定	I. 単独施設	II. 複合施設 テナント型	III. 複合施設 百貨店型	IV. 複合施設 ハイブリッド型	

※
A 大規模施設運営事業者

①	○	○	○	○	
10 店舗以上 加算 ② 条件あり		○	○	○	
特定 百貨店 加算 ③ 条件あり		施設内に特定 百貨店店舗が 存在しない	○	○	

B
大規模施設内の
テナント事業者等

④		○	施設内にテナント 事業者・店舗 が存在しない	○	休業の場合 ○
---	--	---	------------------------------	---	------------

※飲食店や博物館など一部の休業要請対象施設を除く。

基本要件：施設の床面積の合計が1000㎡超であること。
緊急事態措置要請期間（4月25日～5月11日、5月12日～5月31日）に
大阪府の要請に応じて休業したこと。

～ 施設自体が独立した建物の場合 当該施設運営事業者が休業決定 ～

当該施設運営事業者  ①協力金支給対象 

Ex) 他社テナント等が介在しない単独の
家電量販店、ボウリング場、本屋など



基本要件：施設の床面積の合計が1000㎡超であること。
緊急事態措置要請期間（4月25日～5月11日、5月12日～5月31日）に
大阪府の要請に応じて休業したこと。

～施設自体が独立した建物である映画館の場合 映画館運営事業者が休業決定～

当該映画館運営事業者  ①協力金支給対象 

当該映画館内で店舗を営む事業者  ②協力金支給対象 
(※当該映画館運営事業者が営む店舗は除く)

Ex) 映画館との契約により営業している
別事業者の売店など



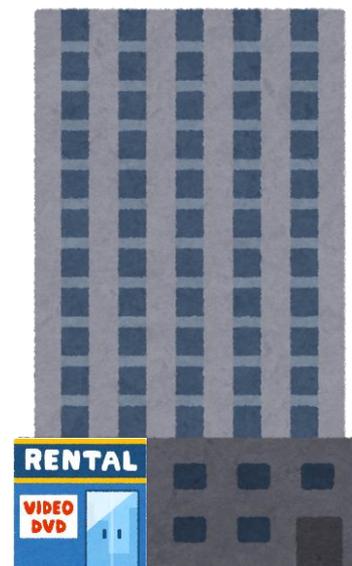
基本要件：施設の床面積の合計が1000㎡超であること。

緊急事態措置要請期間（4月25日～5月11日、5月12日～5月31日）に大阪府の要請に応じて休業したこと。

～●●ビルに入居する独立施設(1,000㎡超)の場合
当該独立施設運営事業者が休業決定

当該独立施設事業者  ㊤協力金支給対象 

Ex) オフィスビルや高層マンションの低層階で営業するフィットネスクラブ、ビデオショップなど



注) 1,000㎡未満の独立施設は休業要請の対象外であり、協力金の対象にはなりません。

複合施設(テナント型)

基本要件：施設の床面積の合計が1000㎡超であること。
 緊急事態措置要請期間（4月25日～5月11日、5月12日～5月31日）に
 大阪府の要請に応じて休業したこと。

～ショッピングセンター等で運営事業者が施設全体の休業決定～

休業決定した運営事業者  ①協力金支給対象 

テナント・店舗運営事業者  ②協力金支給対象 

Ex) ショッピングセンターとの
 賃貸借契約に基づき営業しているテナント
 （飲食店除く、移動式ワゴン販売等含む）など
 （⇒飲食店は時短協力金の対象となります）



複合施設(テナント型)

基本要件：施設の床面積の合計が1000㎡超であること。

緊急事態措置要請期間（4月25日～5月11日、5月12日～5月31日）に大阪府の要請に応じて休業したこと。

～ 複数のテナントで構成する商業ビルの場合 商業ビルの運営事業者が施設の休業を決定～

休業決定した運営事業者  ①協力金支給対象 

テナント・店舗運営事業者  ②協力金支給対象 

Ex) 入居テナントで構成する
管理組合なども含まれます

注) ただし、休業決定の権限を持たない
外部委託の管理会社等は対象となりません



複合施設(テナント型)

基本要件：施設の床面積の合計が1000㎡超であること。
緊急事態措置要請期間（4月25日～5月11日、5月12日～5月31日）に
大阪府の要請に応じて休業したこと。

～施設全体の休業決定が行われず個々のテナントの判断で休業～

当該大規模施設運営事業者



協力金支給対象外



店舗面積(1000㎡未満)のテナント



協力金支給対象外



店舗面積(1000㎡超)のテナント



Ⓐ協力金支給対象



Ex) 1つのテナントだけで1000㎡を超える
家電量販店やフィットネスクラブなど



複合施設(百貨店型)

基本要件：施設の床面積の合計が1000㎡超であること。
緊急事態措置要請期間（4月25日～5月11日、5月12日～5月31日）に
大阪府の要請に応じて休業したこと。

～百貨店施設運営者が休業決定～

百貨店施設運営事業者



Ⓐ協力金支給対象



テナント運営事業者



Ⓑ協力金支給対象



(※店舗の賃貸借契約のないテナントは除く)

注) 百貨店と店舗面積（店舗区画）を明示した
賃貸借契約関係にあるテナントが対象。
百貨店特有の商慣行（消化仕入れ）による
取引先はテナントには該当しません。



複合施設(ハイブリッド型)

基本要件：施設の床面積の合計が1000㎡超であること。

緊急事態措置要請期間（4月25日～5月11日、5月12日～5月31日）に大阪府の要請に応じて休業したこと。

～複合施設で百貨店、専門店街などを有する施設の場合
施設運営者の要請に応じ個々のテナント運営事業者が休業決定～

休業決定した百貨店運営事業者 ➡ ①協力金支給対象

休業決定した施設運営事業者 ➡ ①協力金支給対象

テナント運営事業者 ➡ ②協力金支給対象

(※店舗の賃貸借契約のないテナントは除く)

Ex) 一般的な店舗のほか1000㎡以下の映画館も②の対象に含まれます（1000㎡超の映画館は①の対象）

Ex) 専門店街のうち生活必需品店舗以外は休業決定、自社スーパーのうち生活必需売場以外はクローズしたような大型ショッピングモールなど



基本要件：施設の床面積の合計が1000㎡超であること。

緊急事態措置要請期間（4月25日～5月11日、5月12日～5月31日）に大阪府の要請に応じて休業したこと。

～施設全体の休業決定が行われず個々のテナントの判断で休業～

店舗面積(1000㎡未満)のテナント ➡ 協力金支給対象外



百貨店運営事業者 ➡ ㊤協力金支給対象



店舗面積(1000㎡超)のテナント ➡ ㊤協力金支給対象



Ex) 1つのテナントだけで1000㎡を超える
家電量販店やフィットネスクラブなど



複合施設(ハイブリッド型)

基本要件：施設の床面積の合計が1000㎡超であること。

緊急事態措置要請期間（4月25日～5月11日、5月12日～5月31日）に大阪府の要請に応じて休業したこと。

～複合施設で多様な店舗・専門店街などを有する施設の場合
施設運営者の要請に応じ個々のテナント運営事業者が休業決定～

物産展などイベント（催事）のケース

休業決定した運営事業者  ①協力金支給対象

催事出店事業者  ②協力金支給対象



Ex) 施設運営事業者との賃貸借契約に基づく区画（店舗面積）に、別途お示ししている緊急事態措置協力期間に出店又は出店を予定していた場合に限る。

注) 催事出店事業者が②の協力金支給対象となる場合、当該大規模施設運営事業者は、①の申請の際、催事スペースの面積は自己利用面積より除外する。



緊急事態措置協力期間

大阪府の休業要請等に応じて、「4月25日^{注)}から5月11日まで」、「5月12日から5月31日まで」のそれぞれの全ての期間において、**全面的にご協力いただいた事業者が対象となります。**

注) 準備等にかかる期間を考慮し、5月1日から要請に応じた事業者までを対象とします。

緊急事態措置開始

緊急事態措置延長

4/25

5/1

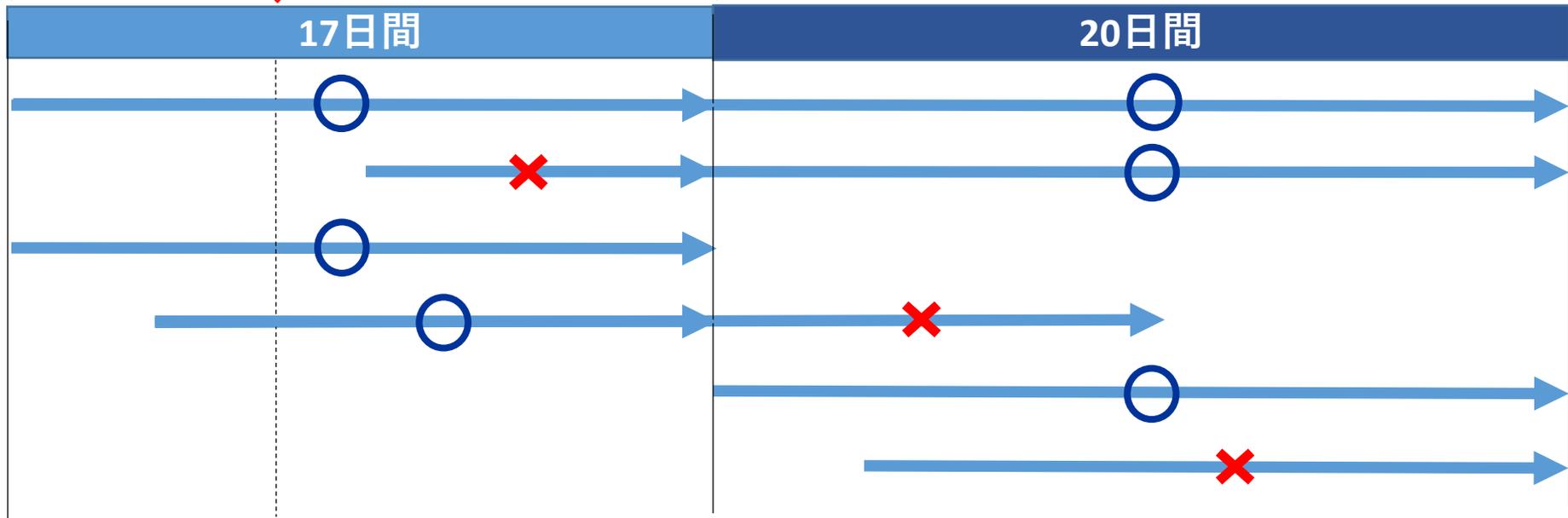
5/12

5/31

猶予期間

17日間

20日間



イベント無観客開催施設

基本要件：施設の床面積の合計が1000㎡超であること。

緊急事態措置要請期間（4月25日～5月11日、5月12日～5月31日）に大阪府の要請に応じてイベント等を無観客開催したこと。

当該施設運営事業者



協力金支給対象外



当該施設内の店舗運営事業者



ⓑ協力金支給対象



Ex) テーマパーク内の売店（直営除く）や
劇場内のショップ（直営除く）など

（⇒飲食店は時短協力金の対象となります）

注）中止・休園を余儀なくされた公演、展示会、遊園地等の事業者に対しては、経済産業省の「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（通称J-LODlive2補助金）」や文化庁の「ARTS for the future !補助金」、スポーツ庁の「ポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業」の対象となる可能性があります



イベント無観客開催施設

基本要件：緊急事態措置要請期間（4月25日～5月11日、5月12日～5月31日）に大阪府の要請に応じてイベント等を無観客開催したこと。

～ ホテル・旅館の場合 無観客開催要請は集会の用に供する部分に限る ～

当該施設運営事業者	👉	協力金支給対象外	✖
当該施設内の店舗運営事業者	👉	協力金支給対象外	✖

Ex) ホテル内のブランドショップ、ブティック等の店舗は
要請対象外
(⇒飲食店は時短協力金の対象となります)

注) 中止・休園を余儀なくされた公演、展示会、遊園地等の事業者に対しては、経済産業省の「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（通称J-LODlive2補助金）」や文化庁の「ARTS for the future!補助金」、スポーツ庁の「ポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業」の対象となる可能性があります